資料2（者）

報酬請求事務の基本事項について
（障害者総合支援法）

相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

平成29年3月28日

目次

潤水都市 さがみはら

１．サービスの基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２
２．請求の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３
３．請求スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４～６
４．エラー・警告発生時の対処方法（全国標準システム）・・・Ｐ．７・８
５．よくあるエラーと警告（全国標準システム）・・・・・・・Ｐ．９
６．利用者負担額上限額管理について・・・・・・・・・・・・Ｐ．10
７．かながわシステム請求の注意事項・・・・・・・・・・・・Ｐ．１１・１２
８．市町村審査のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．13
９．過誤について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１４・１５
10．請求における注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１６～19
11．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２０
12．平成２９年度の地域区分について・・・・・・・・・・・・Ｐ．２１

1．サービスの基本的な流れ

潤水都市 さがみはら

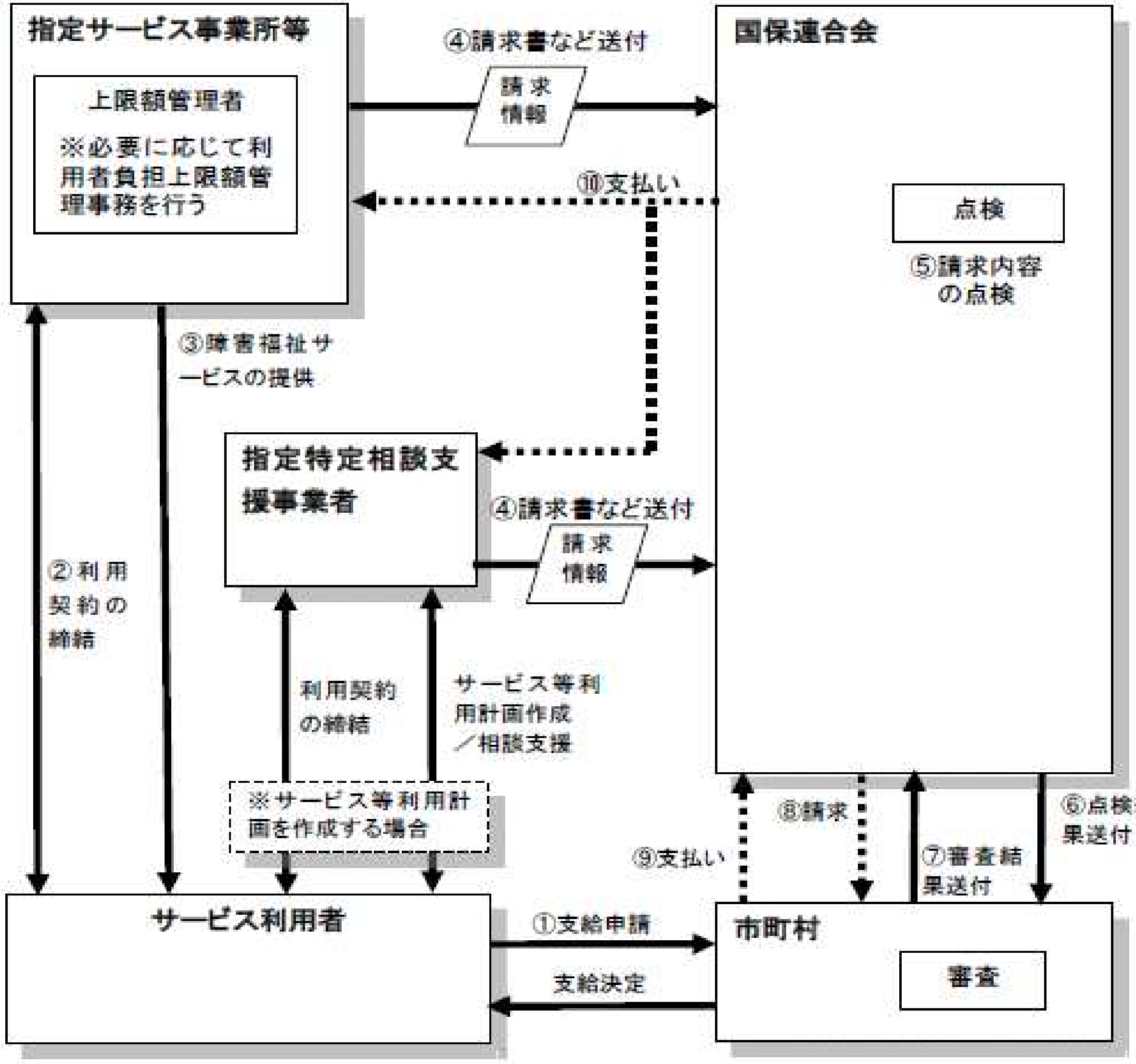

2. 請求の種類

潤水都市 さがみはら

全国標準システムとかながわシステム

	全国標準システム	かながわシステム
請求内容	障害者総合支援法または児童福祉法に基づく各サービスの給付費	市単独加算、移動支援、日中短期入所
請求期間	毎月1日～10日	毎月1日～10日（最終日は17:00まで）
請求期間内のエラーチェック	毎月5～9日の間に2回	毎夜間チェック→翌日に結果確認可能
エラーコード体系	アルファベット2文字＋数字2桁 例：EG02、PA31	数字4桁 例：3210、9523
上限管理	必要	不要（システムで自動管理される）

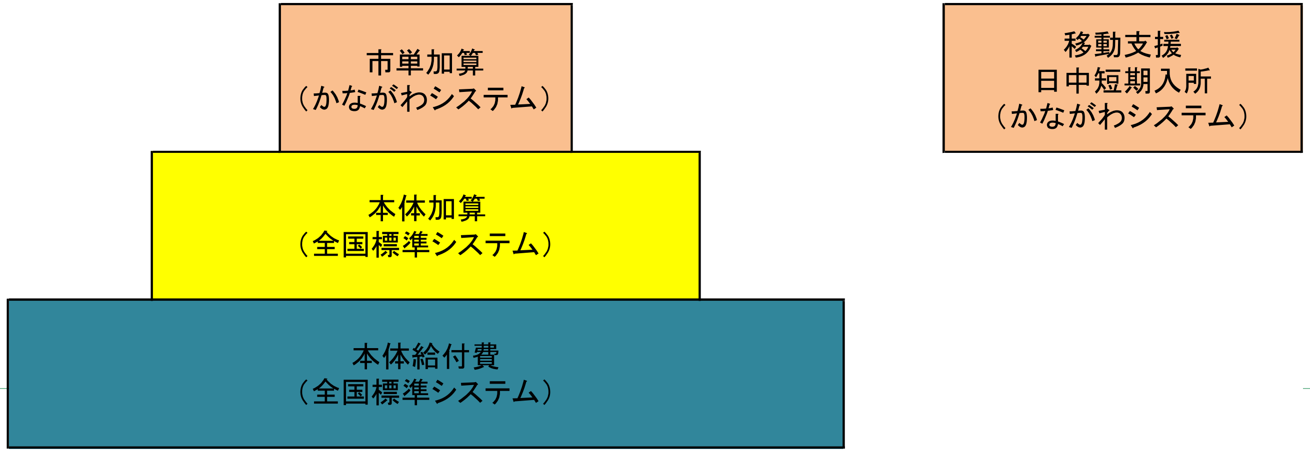

3. 請求スケジュール

月日	曜日	全国標準システム日程	かながわシステム日程	かながわシステムオンライン稼働時間
3/1	火	3月審査分請求書等受付(3／10まで)		8:30～19:00
			2月審査分支払額確定作成送信	
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	仮点検処理結果送信(12:00迄受付分について仮点検処理、仮点検処理後結果送信)		
8	火			
9	水	仮点検処理結果送信(12:00迄受付分について仮点検処理、仮点検処理後結果送信)		
10	木	3月審査分事業所請求受付締切(24:00まで)	3月審査分事業所請求受付締切(17:00まで)	8:30～17:00
11	金	請求取込・受付点検・資格点検 点検処理結果送信		8:30～19:00
12	土			
13	日			
14	月			
15	火	代理人申請届け締切日(代理人情報　新規・変更)		
		ID・パスワード再発行受付締切日		
		2月審査分事業所支払		
16	水			
17	木			
18	金	市町村審査		
19	土			
20	日			
21	月	全国システム接続確認(3/21～3/31まで)	契約情報受付期間(3/21～4/10まで)	
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	代理人申請届け締切日(代理人情報　追加)		8:30～17:00
26	土			運用休止
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			
31	木	3月審査分支払通知情報作成送信 3月審査分返戻通知情報作成送信 3月審査分点検処理結果送信		
		指定口座変更届け締切日		

かながわシステム掲示板に毎月25日頃掲載

3. 請求スケジュール

潤水都市 さがみはら

３－１．請求　（毎月１日～１０日）

前月サービス提供分と前月提出した過誤分の再請求

仮点検に間に合うように早めに請求情報を送信してください。

かながわシステムは請求情報送信翌日にエラー確認してください。

（翌日判明するのはかながわシステム単体のエラーのみ）

３－２．仮点検　（毎月５日～９日に１回～２回）

エラー及び警告を必ず確認してください。

３－３．サービス提供実績記録票（写し）の提出　（毎月１５日まで）

市町村請求審査の根拠資料となるものです。（2in１や両面コピー可）

●**サービス提供都度の確認印が押されていますか？確認してください。**

●様式は「障害福祉情報サービスかながわ-書式ライブラリ-相模原市からのお知らせ」からダウンロード

●記入方法は厚生労働省ホームページを参照

3. 請求スケジュール

潤水都市 さがみはら

３－４．市町村審査　（毎月１８日頃～25日頃）

●請求内容を審査します。

●請求内容について確認することがある場合には市担当者から各事業所へ連絡いたします。

●毎月１１日～審査期間に事業所での自己点検によって、当月請求に誤りがあることが判明した場合は請求を否決（なかったことに）にします。
まずはご連絡ください。

３－５．請求確定　（月末）

●返戻情報等を必ず確認してください。

●当月・過去分の成立済請求に誤りがあることが判明した場合は過誤申立書をご提出ください。
（返戻となった請求については過誤申立ての必要はありません。）

4. エラー・警告発生時の対処方法(全国標準システム)

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	様式※レコード	項目名称	項目値	エラーコード	エラー内容
平成28年3月	141515	1234567890	J12 基本	受給者証番号	1234567890	EG02	資格：受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません

市町村番号、受給者証番号を再度確認
⇒受給者証(一)ページ

当該エラー(警告)は明細、実績等のどこに発生しているのか確認

どの項目にどのようなエラー(警告)が発生しているのかを確認

●簡易入力システム操作方法については、まずはマニュアルをよく読みます。
※マニュアルは電子請求受付システムHPよりダウンロードします。

●システム操作方法について不明点がある場合は、簡易入力システムについては、電子請求ヘルプデスク（TEL0570-059-403）に確認してください。
※業者作成ソフトについては、システム作成業者に問合せをしてください。

4. エラー・警告発生時の対処方法（全国標準システム）

潤水都市 さがみはら

●給付費（全国標準システム）の請求において、エラー・警告がでてしまう原因として、次の事項が多く見受けられます。

・受給者証記載事項の相違

市町村番号、受給者証番号、障害支援区分、

利用者負担上限月額、支給決定サービス、支給決定期間、

支給決定量など

・支給決定更新手続の遅れ

→支給決定期間終了前に完了するべく利用者（保護者）

や各障害福祉相談課・保健福祉課に確認してください。

・体制届で届け出ている定員区分や加算の区分と違う区分で請求

例：多機能型事業所の定員、

〇〇加算Ⅰで届け出ているが、〇〇加算Ⅱで請求など

→届け出た内容を確認するとともに、報酬告示・報酬留意事項通知・

厚生労働省発出のＱ＆Ａを読み、それを踏まえて請求してください。

5. よくあるエラーと警告（全国標準システム）

潤水都市 さがみはら

エラーコード	エラー内容
EG13	資格：該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です
EC01、ED01	受付：基本情報が重複しています
EG03	資格：受給者台帳に該当する支給決定が存在しません
EG12	資格：利用者負担上限月額有効期間外の受給者です
PA67	受付：福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません
EG02	資格：受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません

多くは、
- 受給者証記載事項の相違
- 支給決定更新手続の遅れ
- 体制届で届け出ている定員区分や加算の区分と違う区分で請求

が原因となっています。

警告コード	警告内容
PB22	※受付：処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません
EG61	※資格：該当サービスが支給決定有効期間外の契約です
EE26	※受付：請求サービスコードに対する契約情報が存在しません
PB35	※資格：受給者の障害支援区分が算定要件を満たしていません
EG26	※資格：受給者台帳記載の利用者負担上限月額と一致しません
EL07	※受付：開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります
PA03	※受付：送迎加算の算定要件を満たしていません
PB46	※受付：台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数と不一致の請求です
PA02	※受付：人員配置区分の算定要件を満たしていません
EG87	※資格：受給者台帳記載の障害支援区分と一致しません

※「EC01（ＥＤ01）　受付：基本情報が重複しています」は請求情報が重複していることによるものです。成立済み請求と重複している場合は過誤申立てが必要です。

6. 利用者負担上限額管理について

潤水都市 さがみはら

●利用者負担上限額管理（上限管理）は、利用者が複数事業所を利用する場合、各利用事業所の利用者負担額の合計が負担上限月額を超えないよう管理するものです。かながわシステムで請求する市単独加算、移動支援、日中短期入所は行う必要はありません。

●他事業所の利用状況（利用事業所、サービス種類）について把握してください。

●利用者負担上限月額が０円以外の場合、上限管理が必要となる場合があるため、受給者証にて確認してください。

●他事業所の利用も合わせて、利用者負担上限月額を超える利用者負担が発生しそうだが、受給者証に上限管理の記載がされていない場合には、利用者に上限管理手続きを促してください。手続きは、各障害福祉相談課・保健福祉課に利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書（各窓口課にて配布）を提出します。

●上限管理対象となるサービス提供月の請求月に上限管理事業所が関係事業所と連絡・調整の上、利用者負担額を負担上限月額以下に管理した上、各事業所が請求を行ってください。

●利用者負担上限管理結果票を電子請求にてデータ送信するとともに、郵送にてサービス提供実績記録票と併せて提出します。

7. かながわシステム請求の注意事項

潤水都市 さがみはら

給付費（かながわシステム）は市単独加算、移動支援、日中短期入所についてのみ、請求されるものです。

7-1.エラー発生時の対処方法

●かながわシステム操作方法については、まずはマニュアルをよく読みます。

※マニュアルはかながわシステム「掲示板」よりダウンロードします。

●エラーについて

給付費（かながわシステム）の請求において、エラーがでてしまう原因として、全国標準システムと同様、受給者証記載事項との相違、支給決定更新手続の遅れ、が多く見受けられます。

7. かながわシステム請求の注意事項

潤水都市 さがみはら

7－2. かながわシステム特有のエラーについて

●サービスコード（請求コード）の誤入力。

→かながわシステム掲示板や障害福祉情報サービスかながわ（らくらく）に掲載されているサービスコード表を確認してください。

●9562エラー「標準システムへ同一の障害程度区分が存在しません。」
9560エラー「標準システムの基本サービス請求が存在しません。」、等
毎月２５日頃、本体（全国標準システム）請求と市単加算（かながわシステム）を突合させた際に、本体-市単加算の情報不一致によるものです。

●契約内容に関するエラー

契約情報の登録（移動支援のみ行う）において、利用者の契約量が支給決定量を超過。

→他事業所の利用状況を利用者（保護者）の事業者記入帳（緑色の冊子）などで必ず確認し、その上で全事業所の契約量の合計が支給決定量以下となるように調整してください。

8. 市町村審査のポイント

潤水都市 さがみはら

このようなところを見ています。

- 利用者負担上限月額を超過していないか
- 上限管理が正しく行われているか
- 加算回数、期間は適正か（初回加算、初期加算等）
- 同一時間帯の重複提供はないか
- 一回あたりの提供時間数は支給決定内容と合っているか
- 請求内容は体制届と合っているか
- 契約日数、決定日数、提供日数の整合性が取れているか
- 原則日数を超えるもの（特例の届出がされているか）
- サービス提供実績記録票と請求内容に相違がないか

9. 過誤について

潤水都市 さがみはら

成立済みの請求に誤りがあることが判明した際には過誤申立書の提出と、正しい内容での再請求が必要です。

●提出期限：毎月末

●様式：「障害福祉情報サービスかながわ-書式ライブラリ-相模原市からのお知らせ」から過誤申立書様式をダウンロード

●提出方法：ＦＡＸ・メール・郵送

●過誤申立書提出翌月の請求期間中に正しい内容での再請求をしてください。全国標準システムの請求のほか、かながわシステムでの請求もあれば、必ず両方請求をしてください。（かながわシステムの請求は全国標準システムの請求を過誤した際に自動で取り消しされてしまうため）

●過誤の単位：一人の利用者、一月、一つの事業所番号

→1日だけ請求内容を間違えてしまった場合でも、一月単位で請求内容を訂正しなければなりません。

9. 過誤について

●複数事業所利用者で上限管理があり、自事業所の過誤により、他事業所の総費用額または利用者負担額に変動が生じる場合には、複数事業所同時に過誤申立てが必要となります。連絡調整をお願いします。

●過誤処理の後は、過誤により発生した差額を翌月振込みとなる給付費から相殺します。相殺ができない場合は、市又は国保連から連絡します。

例）平成29年8月10日に平成29年5月提供分を過誤申立する場合

⇒取消処理と再請求は平成29年9月になり、
　平成29年10月15日の支払で相殺されます。

H29/8/10に
過誤申立したH29/5提供分
−1，000円

H29/9に再請求する
H29/5提供分
1，500円

H29/9に通常請求する
H29/8提供分
2，000円

相殺 ⇒

H29/10/15支払額
2，500円

10. 請求における注意事項

潤水都市 さがみはら

1．定員超過減算について【訪問系・GHを除く】

定員超過に係る減算について、実利用者数が利用定員に対して一定割合超過した場合には減算となりますが、随時、利用実績を確認し、減算対象となる超過がある場合には報酬を減算してください。

2．欠席時対応加算等【日中活動系】

急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡があった場合について算定可能です。

欠席時の家族等との連絡調整や相談内容を記録していない場合には算定できません。調整や相談の内容と併せて、連絡を受けた日時や従業者の氏名等を記録してください。

3．初回加算【訪問系】

初回加算対象となる初回若しくは初回の支援を行った日から1月以内にサービス提供責任者が行う支援又は支援等への同行に関して記録が作成されていない事例があります。日付、支援内容及び利用者の状況等を記録してください。

４．2時間ルール（居宅介護）

　１日に同類型の居宅介護を複数回算定する場合、原則、概ね２時間以上の間隔をあけるものとし、前後のサービスの間隔が２時間未満の場合は、前後の時間を合わせて一連のサービスとして算定します。

　例外として、（ア）身体の状況等により、短時間の滞在により複数回の訪問をおこなわなければならないと認められた場合や、（イ）別の事業者の提供する居宅介護との間隔が２時間未満である場合は、別々に算定することができます。

５．提供時間（居宅介護）

- 30分単位で構成されています。（家事援助については、最初の30分以降は15分単位の算定になります。）
- 「所要時間30分未満の場合」の報酬算定は、原則、20分以上のサービス提供が必要です。（夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供するものにあってはこの限りではありません。）また、所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間は含みません。

10. 請求における注意事項

潤水都市 さがみはら

６．提供時間（日中活動系）

　サービス提供実績記録票記載の際に、一律で時間を設定している事例があります。居宅介護等の他サービス提供時間との整合がとれなくなりますので、実際にサービス提供を行った時間を記載してください。

７．個人単位で居宅介護等を利用する場合（共同生活援助）

　平成30年3月31日までの間、GH入居者が居宅介護等を利用する場合は、報酬単価が基本報酬と異なりますのでご留意ください。

８．利用者負担額上限額管理加算の算定についてのＱ＆Ａ

①上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月
②上限額管理事業所及び他事業所を利用した月
③上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月

　①上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。
⇒②上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できる。
　③上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できる。

10. 請求における注意事項

９．自治体助成額について

　相模原市では一定の要件を満たす方について、負担上限月額の軽減があり、国基準の負担上限月額と、市基準の負担上限月額が異なる場合があります。

　国基準額と市基準額の差額は自治体助成分請求額として請求する必要があります。詳しい請求方法はマニュアルを参照してください。

　なお、請求時に必要になる相模原市の**助成自治体番号は１４１５０７**です。

例）

国基準9，300円、市基準5，000円の場合

総費用額	国基準決定負担額	自治体助成分請求額	実際の利用者負担額
100，000円の場合	9，300円	4，300円	5，000円
80，000円の場合	8，000円	3，000円	5，000円
30，000円の場合	3，000円	0円	3，000円

（受給者情報の負担上限月額は国基準の額を入力する。）

11. その他

潤水都市 さがみはら

高額障害福祉サービス等給付費等について

上限管理をした後も、なお利用者負担額が過大となる場合は、（同一世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合、一人が異なる制度のサービスをまたがって利用した場合等）世帯の負担軽減を図るため、利用者からの申請に基づき給付費を支給するものです。（別紙参照）

利用者様の障害福祉サービス利用状況に照らして、確認を促してくださいますようお願いします。

12. 平成29年度の地域区分について

潤水都市 さがみはら

サービス等種別	平成28年度	平成29年度
・障害福祉サービス ・障害者支援施設 ・地域相談支援 ・計画相談支援	4級地	**4級地**
・障害児通所支援 ・障害児入所支援 ・障害児相談支援 **※旧児童デイ(経過措置終了)**	4級地	**4級地**